

第4章 使用者の利益を代表する者の範囲の認定及び告示

平成25年において、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第4条第2項の規定に基づき労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を認定し、告示した件数は、合計で4件である。

1. 改正概要

(1) 林野庁

林野庁の号を削除する等所要の改正を行うため、4月1日、告示した。

(2) 独立行政法人造幣局

造幣局の支局に新設された「東京支局総務課に置く販売・顧客サービス室長」を非組合員とするため、7月17日、告示した。

(3) 独立行政法人国立印刷局

廃止された「病院」の項を削除するため、7月29日、告示した。

(4) 農林水産消費安全技術センター

農林水産消費安全技術センターに新設された「有害物質等分析調査統括チーム長」を非組合員とするため、7月29日、告示した。

2. 告示

○中央労働委員会告示第1号

特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

中央労働委員会会長 諏訪 康雄

第一号の表以外の部分を次のように改める。

特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和三十二年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員が結成し、又は加入する労働組合（組合員である法人の職員が次の表の下欄に掲げる者のみに限られているものを除く。）について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲は、次の表の上欄に掲げる勤務箇所ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

第二号を削り、第一号の号番号を削る。

○中央労働委員会告示第2号

特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次のように改正する。

平成25年7月17日

中央労働委員会会長 諏訪 康雄

表の独立行政法人造幣局の項の支局の項中「課長」の次に「東京支局総務課に置く販売・顧客サービス室長」を加える。

○中央労働委員会告示第3号

特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次のように改正する。

平成25年7月29日

中央労働委員会会長 諏訪 康雄

表の独立行政法人国立印刷局の項の病院の項を削り、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの項の農林水産消費安全技術センターの項中「部長」の次に「有害物質等分析調査統括チーム長」を加える。